

第10回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年5月30日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎3階教室

第10回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年5月30日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎3階教室

出席の委員：会長 宍戸幸男、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：会長職務代理者 浦野美枝子、苅部嘉也

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和6年7月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 令和5年度農業委員会最適化活動の点検・評価について
 - (2) 第133回世田谷の花展覧会特別賞入賞者について
 - (3) ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」
「夏野菜の収穫」「えだまめの収穫」の開催について
 - (4) 都内農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第10回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

本来であれば事務長の梅原からご案内させていただくところですが、声が出ませんもので、代わりに私の方で進めさせていただきます。

では、初めに配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、第3号議案の資料がNo.2とNo.3、協議事項の資料といたしましてはNo.4とNo.5、報告事項の資料がNo.6、No.7、No.8、No.9となっております。また、当日配付資料といたしまして、営農だより120号と第70回世田谷区夏季農産物品評会のご案内、世田谷区農業委員会総会開催時における「区役所東棟9階委員会室」への入室方法をお配りしております。また、追加資料といたしまして、資料No.9-2をお配りしております。資料の不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

宍戸会長、よろしく願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、本日は浦野美枝子職務代理と苅部嘉也委員が欠席ですが、過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、阿久津皇委員、高橋光正委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、第5条が4件となります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては、会長の専決処分とさせていただいており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいておりま

す。

それでは、資料No. 1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No. 1-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願9件について審議いたします。

1件目から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行ってい

る旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局、お願いたします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について評価されました苅部嘉也委員は本日欠席となっているため、事務局から調査結果の報告をお願いたします。

○事務局 (事務局より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目と6件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-5、2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 以上2件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしく願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

5件目と6件目についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

5件目、6件目についての証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、5件目、6件目それぞれの証明書を発行することといたします。

次に、7件目の説明を事務局からよろしく願いいたします。

○事務局 資料No.2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)
以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。
(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することにいたします。

それでは次に、8件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.2-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。
(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目については、〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に

関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定がありますので、本件の審議中は〇〇委員には退室をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 2-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、〇〇委員には入室をお願いいたします。

〔〇〇委員 着席〕

○宍戸会長 以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件についての審議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必

要となります。所管の農業委員会が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことの確認を行っております。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和6年7月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局から説明をお願いたします。

○事務局 資料No.4、令和6年7月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、令和6年6月27日木曜日午後4時から、会場は区役所東棟9階委員会室での開催が決定しております。

令和6年7月の開催日時につきましては、7月31日水曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階委員会室での開催を予定しております。

なお、会場への入室方法等につきましては、後程ご案内をさせていただきます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 1点だけいいですか。下の米印の第2庁舎の委員会室はもう使わないので、これは東棟に変えてしまった方がいいんじゃないですか。

○事務局 はい。ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、ご意見がないようですので、総会日程(案)については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.5の生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。本件は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。5月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等の関係機関に照会をかけたが、買取り申出がないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次第の6、資料No.6、令和5年農業委員会最適化活動の点検・評価についてをご覧下さい。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律によりまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされて

おり、おのこの活動について毎年目標を設定するとともに、その活動を振り返り、翌年度に公表をすることとなっております。

令和5年度の最適化活動の実施状況につきましては、資料No.6の2ページから5ページに記載のとおりとなっております。2ページに記載の(1)の農地の集積、(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入の促進のそれぞれについて、現状と目標、実績を記載する様式となっておりますが、世田谷区を含む市街化区域では、(1)農地の集積と(3)新規参入の促進に係る成果目標については、設定自体が不要となっております。一方、(2)遊休農地につきましては、世田谷区内にはなく、その状態を維持できていることから、この状態の継続を目指すものとしております。また、4ページ目の最適化活動の活動目標につきましては、(1)の最適化活動を行う日数目標は東京都農業会議より月6日に統一されており、(3)新規参入相談会への参加につきましては、市街化区域は対象外となっております。

これらの状況から、点検・評価結果につきましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」と評価をしております。

なお、6ページ目につきましては、令和5年度に実施をいたしました事務の実施状況になっております。

説明は以上となります。

続けさせていただきます。次に、資料No.7をご覧ください。第133回世田谷の花展覧会特別賞入賞者について報告をいたします。

今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局としても御礼申し上げます。ありがとうございました。各賞の入賞者につきましては裏面の一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、北島幸夫様が受賞をされました。また、井出孝行委員の作品が東京都知事賞を、高橋拓司委員の作品が世田谷花卉園芸組合組合長賞を受賞されております。おめでとうございます。なお、入賞者の皆様は、8月20日火曜日に三茶しゃれなあどホールで開催いたします表彰式で表彰される予定となっております。

続けさせていただきます。次に、資料No.8をご覧ください。報告事項の3件目ですが、ふれあい農園「じゃがいも掘り」、「親子で夏野菜の収穫」、裏面に行きまして、「夏野菜の収穫」、「えだまめの収穫」の開催についてとなっております。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、おのこの、6月1日または15日発行の「区のおしらせ」及びホームページでご案内をさせていただきます。

続けます。資料No.9と、本日お配りいたしました追加資料No.9-2をご覧ください。報告事項の4件目は、東京産農畜産物の放射性物質検査の結果についてとなります。こちらは令和6年5月16日と23日付の検査結果の報告でございます。世田谷産の農産物につきましてはタマネギが対象となっておりますが、それを含まないずれの農産物も異常はございませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 それでは、事務局から2点ございますので、お願いいたします。

まず、1点目でございます。本日お配りいたしました区役所東棟9階委員会への入室方法についてのご案内となります。

前回の総会でもお話いたしましたとおり、区役所新庁舎はセキュリティーの関係により、総会の会場となります東棟9階まで直接行くことができません。一旦、区議会事務局のございます7階までエレベーターで上がっていただきまして、7階に私ども事務局職員が待機しておりまして、その際、エレベーターのセキュリティー解除という作業を行いまして、9階まで上がるのが可能となります。なお、農業委員会事務局職員は総会開催30分前をめぐりに7階に降りて配置いたします。

7階のフロアなんですが、待機スペースがございません。ですので、それ以前にご到着された場合には、1階エントランス、また、10階の展望の方も使えるとお聞きしておりますので、そういった待合のスペースをご利用いただきますようご協力をお願いしたいと思います。

お帰りの際は9階から1階までエレベーターで直接降りることができますので、ご承知おき下さい。

また、併せまして駐車場につきましても確認を行いましたが、やはり改築工事が継続していることから委員会用の駐車場を確保することができないということでございますので、皆様には引き続き公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

2点目につきましては、前回もお話ししました東京都農業会議を講師にした勉強会の開

催についてでございます。

今回の勉強会につきましては、東京都農業会議にご協力をいただきまして、7月31日の第12回農業委員会総会終了後に引き続きまして開催を予定しております。皆様のご参加をお願いいたします。

内容といたしましては、前回もご説明をいたしましたが農地の肥培管理を中心にしまして、生産緑地に関する事等について、東京都農業会議の松澤次長にお話しいただく予定をしております。また、取り上げたい内容について皆様にお聞きをしておりましたが、現在のところ、相続税納税猶予制度についてであるとか、女性農業者を増やす取組みについてというようなご意見も挙げてございます。

また、前回、真鍋委員からもご助言をいただきました生産緑地に設置できる施設等の基準につきましても勉強会の中で取り上げたいと考えてございます。

こうしたことで東京都農業会議と調整をしようと思っております。

また、ほかにも取り上げたい内容等がございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

このような内容で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 それでは、次回の6月27日開催の総会において詳細を詰めさせていただければと思っております。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 ご質問はないということですね。

○事務局 ございましたら、どうぞお願いします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、これもちまして全ての議案が終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を松下事務次長からお願いいたします。

○事務局 あと1点、追加のご説明ですが、前回の総会において井出委員から、例えば農地を調査したときのスライドや写真があった方がいいのではないかというお声をいただいております。現在、まだ区議会事務局との調整が済んでいないのですが、新しい委員会室はモニターが両脇についていて、もしかすると私どもで農地調査を行ったときの写真をそのまま投影できる可能性がございます。ただ、これはほかの会場だとなかなか難しいこ

ともあるのですが、できるだけそういった形で皆様にも現場の様子を共有できるような仕組みを考えてまいりますので、もう少々お時間を下さい。

(事務次長挨拶)

この議事録は、令和6年5月30日(木)開催の第10回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男